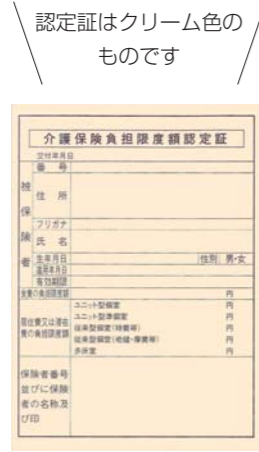




介護保険負担限度額認定証の更新の時期です

▶問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017

今回の改正では、自宅で暮らす人、保険料を負担する人、老齢年金を受給して



認定証はクリーム色のものです

8月から非課税年金(遺族年金・障がい年金)が収入の要件に加わります

「限度額認定証」の更新について
負担額の減額認定を受けた人には、「介護保険負担限度額認定証」を交付しています。介護保険負担限度額認定証は低所得の人が、介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する時に食費や部屋代の軽減を受けるためのものです。
現在お持ちの介護保険負担限度額認定証の有効期限は7月31日(日)までです。すでに認定を受けている人には、7月中旬に申請書を送付しますので、介護保険課または各支所で手続きをしてください。
新規で認定を受けたい人は、介護保険課までお問い合わせください。



健康課からのお知らせ

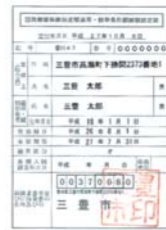
▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	•ほかの市区町村の転出証明書 •印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	•職場の健康保険をやめた証明書 •印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	•被扶養者でない理由の証明書 •印鑑
国保をやめるとき	子どもが生まれたとき	•母子健康手帳 •印鑑
	ほかの市区町村に転出するとき	•保険証 •印鑑
	職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	•国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付の場合は、加入したことを証明するもの) •印鑑
その他	就学のため、別の住所を定めるとき	•保険証 •印鑑 •在学を証明できるもの(学生証など)
	保険証を失くしたとき(汚れて使えなくなったとき)	•身分を証明するもの(免許証など) •印鑑

国民健康保険加入者の皆さんへ
次の表に記載されているようなときは、届け出が必要です。届け出には、個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。個人番号カード・通知カードなど、個人番号が確認できるものをお持ちください。

「限度額適用認定証」は更新の申請が必要です

限度額適用認定証を医療機関で提示すると、入院・通院時に窓口で支払う金額が自己負担限度額までになります。
現在お持ちの認定証の有効期限は、**7月31日(日)まで**です。自動更新ではありませんので、必要な人は健康課または各支所で申請してください。



交通事故にあったときは傷病届の提出が必要です

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合も、国保で保険診療を受けることができます。その際は、「第三者行為による傷病届」の提出が義務付けられています。

交通事故の加害者から治療費を受け取ったり、示談で済ませたりすると、国保が使えなくなります。まずは、健康課にご相談ください。
届け出に必要なもの
・事故証明書(人身事故用)
・国民健康保険被保険者証
・印鑑



8月1日から「ひとり親家庭」「重度心身障がい者」医療費支給制度が変わります

8月診療分から「ひとり親家庭等医療費」および「重度心身障がい者等医療費」は、県内全域の内科、歯科、調剤、訪問看護で医療機関窓口での保険診療自己負担分の支払いがなくなります(現物支給)。
※接骨、療養費については、これまでどおりです。
※後期高齢者医療制度に加入している人については、これまでどおり医療機関窓口で自己負担分を支払い、申請により医療費を支給します(償還払い)。

制度変更に伴う手続き

子ども医療(乳幼児を除く)の対象で、ひとり親家庭等医療費、重度心身障がい者等医療費の対象者は、資格変更の手続きが必要です。手続きが遅れると医療費の現物支給ができない場合があります。対象者には別途書類を送付しますので、早めの手続きをお願いします。

受給資格者証の更新

8月1日から使用する受給資格者証は7月下旬に送付します。新しい受給資格者証には現物支給に必要な公費負担者番号が記載されていますので、医療機関を受診するときは保険証と併せて受給資格者証を必ず提示してください。

Q どのようになら変わるのですか?
利用者負担段階第2段階の人に対して、平成28年8月から非課税年金(遺族年金と障がい年金)収入も含めて判定します。

A 非課税年金収入が多い場合は食費や部屋代の負担軽減が受けられなくなるので、負担限度額が第2段階から第3段階になりますが、負担軽減を受けられなくなるわけではありません。

利用者負担段階	対象者	負担限度額(月額)				
		部屋代				食費
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床式	
第1段階	•世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない人で、老齢福祉年金を受給している人 •生活保護などを受給している人	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階	•世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない人で、合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額 の合計が年間80万円以下の人	820円	490円	490円(420円)	370円	390円
第3段階	•世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない人で、上記第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円
第4段階	•上記以外の人	負担限度額なし				

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、()内の金額となります。